

軽自動車税種別割 減免の対象について

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方

区分	減免の対象となる範囲 ※①	
視覚障害	1級から4級までの各級	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り。）	
上肢不自由	1級及び2級	
下肢不自由	1級から6級までの各級 ※②	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級 ※②
心臓機能障害	1級、3級及び4級	
じん臓機能障害	1級、3級及び4級	
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級	
小腸の機能障害	1級、3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級	
肝臓の機能障害	1級から4級までの各級	

※① **2以上の障害がある場合**には、身体障害者手帳はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、**それぞれの級別で判断します。**

※② 級別が7級に該当する方で、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている方は、下肢不自由又は移動機能障害の障害の等級を6級とします。

(2) 療育手帳の交付を受けている方

区分	減免の対象となる範囲
療育手帳	A

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

区分	減免の対象となる範囲
精神障害者保健福祉手帳	1級

(4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

区分	減免の対象となる範囲
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り。）
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症